

第22回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月24日(水) 午後1時30分～午後2時16分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	高田洋一	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	13	谷口雄記	14	川平定計		

4. 欠席委員(3名)

2	赤松拓也	6	有田亜佳	12	青木武司
---	------	---	------	----	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第105号 非農地証明願について

日程第6 議案第106号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第7 議案第107号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第22回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>本日第22回農業委員会ということですが、農繁期を迎えまして、各地で代掻き、私の地域でも早いところでは田植えが始まってきている状況となっております。</p> <p>今日は、それぞれ事前に手元に資料が届いております。その内容に従いまして、慎重にご審議いただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>有田亜佳委員、青木武司委員、赤松拓也委員から欠席の連絡を受けています。また、鎌田推進委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第22回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に13番 谷口雄記委員、1番 高田洋一委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、中平勝則委員より説明願います。</p>
中平委員	<p>議席番号4番 中平です。</p> <p>議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第103号 順位1番 説明】
中平委員	農地法第3条第2項各号について、4月22日に譲受人、事務局2名、二宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第103号 順位1番 説明】
中平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、中平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝委員	議席番号8番 芝です。 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第104号 順位1番 説明】
芝委員	4月22日に譲渡人、譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第104号 順位1番 説明】
芝委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて、順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号13番 谷口です。 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第104号 順位2番 説明】
谷 口 委 員	4月22日に譲受人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。譲渡人には承認いただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第104号 順位2番 説明】
谷 口 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて、順位3番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。
高 田 委 員	議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第104号 順位3番 説明】
高 田 委 員	4月22日に譲渡人の代理人、譲受人、事務局2名、赤松委員、私の計6名で現地調査を行いました。

	その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第104号 順位3番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて、順位4番について、引き続き高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第104号 順位4番 説明】
高田委員	4月22日に譲渡人の代理人である行政書士、譲受人、事務局2名、赤松委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第104号 順位4番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長	続いて、順位5番について、高田光一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号7番 高田です。
高 田 委 員	議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第104号 順位5番 説明】
高 田 委 員	4月22日に譲受人、事務局2名、赤松推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。譲渡人には現地確認の承認いただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第104号 順位5番 説明】
高 田 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。ただ今報告の中で、行政庁の許認可について協議を進めているとのことでしたが、面積が4.5haと大規模な残土処理場の建設となりますので、もう少し具体的にどのような許認可の手続きを進めておられるか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事 務 局	ただ今の質問について、回答いたします。まず、鬼北町の許可については、平成29年7月19日付で、「取付先道路、放流先水路、里道及び水路」に関しての許可がおりております。残土処理に関しては、特定事業許可申請を、平成31年3月29日に愛媛県に申請しております。また、一体利用地として、山林等が含まれることから、同日、平成31年3月29日付にて申請している状況であります。よろしく願います。
議 長	高田委員よろしいですか。
高 田 委 員	はい。
議 長	その他、ご意見ございませんか。
議 長	はい、他にご意見もないようですので採決いたします。議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第104号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長	日程第4 議案第105号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号13番 谷口です。 議案第105号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第105号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	4月22日に申請者の代理人、事務局2名、高田洋一委員、赤松拓也委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第105号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第105号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第105号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第106号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から16番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第106号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第106号 順位1番から16番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から16番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第106号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から16番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第106号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から16番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第107号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第107号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第107号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第107号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第107号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することといたします。(案)を削除してください。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第22回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。

